

2 一般社団法人（理事会設置法人）の定款例

定 款 例	作成上のポイント
<p>一般社団法人都市環境〇〇協会 定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名 称)</p> <p>第1条 この法人は、一般社団法人都市環境〇〇協会という。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を東京都〇〇区に置く。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【具体例1】</p> <p>2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p> <p>【具体例2】</p> <p>2 この法人は、従たる事務所を〇〇県〇〇市に置く。</p> </div>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">必要的記載事項</p> <p>「名称」は、必要的記載事項である（法人法11①二）。</p> <p>一般社団法人は、その名称中に「一般社団法人」という文字を用いなければならない。また、「一般財団法人」と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない（法人法5①②）。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; margin-top: 10px;">必要的記載事項</p> <p>「主たる事務所の所在地」は、必要的記載事項である（法人法11①三）。</p> <p>所在地とは、最小行政区画（市町村、東京都の特別区）をいう。</p> <p>← 従たる事務所の所在地は、必要的記載事項ではないが、記載することもできる（法人法90④四）。</p>

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、都市環境に関する調査、研究、デザインに関する事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 都市環境に関する調査及び研究
- (2) 都市環境に関するデザイン
- (3) 都市環境に関する講習会、セミナー、シンポジウム等の開催
- (4) 都市環境に関する機関誌、報告書、出版物の発行
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

【具体例】

(目的)

第3条 この法人は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 都市環境に関する調査及び研究
- (2) 都市環境に関するデザイン
- (3) 都市環境に関する講習会、セミナー、シンポジウム等の開催
- (4) 都市環境に関する機関誌、報告書、出版物の発行
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

必要的記載事項

「目的」は、必要的記載事項である（法人法11①一）。

目的は、抽象的な目的だけではなく、法人の権利能力の範囲を明確に把握できる程度に、その行う事業内容を具体的に記載しなければならない。

なお、本定款例のように、「目的」と「事業」を分けて記載する場合には、「事業」も必要的記載事項となるので、留意する。

← 目的については、設立の目的とその目的を達成するための事業を区分せずに、目的たる事業のみを記載してもよい。

2 移行認定法人（公益社団法人）の定款例

変 更 後	変 更 前
<p>公益社団法人〇〇自然環境保護協会 定款</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(名 称)</p> <p>第1条 この法人は、<u>公益社団法人〇〇自然環境保護協会</u>という。</p>	<p>社団法人〇〇自然環境保護協会 定款</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(名 称)</p> <p>第1条 この法人は、<u>社団法人〇〇自然環境保護協会</u>という。</p>

ー見直しのポイントー

必要的記載事項

「名称」は、必ず記載しなければならない（法人法11④二）。

公益認定を受けた一般社団法人は、「公益社団法人」という名称を用いなければならない（認定法9①③）。

公益社団法人の定款において、必要的記載事項は次の①から⑦の事項であるが、移行認定の申請の場合には、④の設立時社員の氏名または名称および住所の記載は不要である（法人法11④）。

- ① 目 的
- ② 名 称
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ 設立時社員の氏名または名称および住所
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する規定
- ⑥ 公告方法
- ⑦ 事業年度

<p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都〇〇区に置く。</p>	<p>(事務所) 第2条 (同 左)</p>
--	----------------------------

ー見直しのポイントー

必要的記載事項

「主たる事務所」の所在地は、必ず記載しなければならない(法人法11④三)。所在地とは、最小行政区画(市町村、東京都の特別区)をいう。従たる事務所の所在地は、必要的記載事項ではないが、記載することもできる(法人法90④四)。

<p>【具体例1】 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p> <p>【具体例2】 2 この法人は、従たる事務所を〇〇県〇〇市に置く。</p>

<p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、自然環境保護に関する調査及び研究に関する事業を行い、地球環境の保全に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 自然環境保護に関する調査及び研究 (2) 自然環境保護に関する専門的知識及び技能の普及 (3) 自然環境保護に関する技術者及び研究者</p>	<p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第3条 (同 左)</p> <p>(事業) 第4条 (同 左)</p>
---	--

の育成 (4) 自然環境保護に関する機関誌、報告書、 出版物の発行 (5) その他この法人の目的を達成するために 必要な事業	
--	--

―見直しのポイント―

必要的記載事項

「目的」は、必ず記載しなければならない（法人法11①一）。

公益社団法人は、公益目的事業を行うことが主たる目的でなければならない（認定法5一）。

また、その事業を行うに当たり、社員、理事、監事、使用人その他その法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならず（認定法5三）、株式会社その他の営利事業を営む者または特定の個人もしくは団体に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない（認定法5四）。

（注）記載については、抽象的な目的だけでなく、法人の権利能力の範囲を明確に把握できる程度に、その行う事業内容を具体的に記載しなければならない。

<公益目的事業>

公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であり、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものである（認定法2四・別表）。

また、公益目的事業に係る収入は、その実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものでなければならない（認定法5六）。

(1) 学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業

- ① 学術および科学技術の振興を目的とする事業
- ② 文化および芸術の振興を目的とする事業
- ③ 障害者もしくは生活困窮者または事故、災害もしくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- ④ 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- ⑤ 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- ⑥ 公衆衛生の向上を目的とする事業
- ⑦ 児童または青少年の健全な育成を目的とする事業
- ⑧ 勤労者の福祉の向上を目的とする事業

- ⑨ 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
 - ⑩ 犯罪の防止または治安の維持を目的とする事業
 - ⑪ 事故または災害の防止を目的とする事業
 - ⑫ 人種、性別その他の事由による不当な差別または偏見の防止および根絶を目的とする事業
 - ⑬ 思想および良心の自由、信教の自由または表現の自由の尊重または擁護を目的とする事業
 - ⑭ 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
 - ⑮ 国際相互理解の促進および開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
 - ⑯ 地球環境の保全または自然環境の保護および整備を目的とする事業
 - ⑰ 国土の利用、整備または保全を目的とする事業
 - ⑱ 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
 - ⑲ 地域社会の健全な発展を目的とする事業
 - ⑳ 公正かつ自由な経済活動の機会の確保および促進ならびにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
 - ㉑ 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
 - ㉒ 一般消費者の利益の擁護または増進を目的とする事業
 - ㉓ ①～㉒に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの
- (2) 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものの判定（公益認定等ガイドライン：チェックポイント）

事業区分	チェックポイント
検査検定	製品等の安全性、性能等について適切に確認することを趣旨としているもの
資格付与	技能・技術等について、一定の水準に達しているかについて適切に確認することを趣旨としているもの
講座、セミナー、育成	専門的知識・技能等の普及や人材の育成を行うことを趣旨としているもの